

諮問番号：令和7年度諮問第16号  
答申番号：令和7年度答申第23号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇長（以下「処分庁」という。）が、令和5年7月25日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人等の主張の要旨

#### 1 審査請求人

1か月を経過した入院日数が4日間だったにもかかわらず、入院日の属する月の翌月から入院患者日用品費を適用されたことは不当であり、公平性を欠くため、本件処分を取り消し、入院期間が1か月を超えた日から退院日までの日数について入院患者日用品費を算定すべきである。

#### 2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

(1) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人が令和5年5月20日に入院し、同年6月23日に退院したことを確認したことから、同年6月分の保護費について、審査請求人の年金生活者支援給付金に係る収入額を変更した上で、同月1日から同月23日までの生活扶助費を居宅基準から入院基準に変更し、同月24日から同月30日までの生活扶助費を入院基準から居宅基準に変更することで生じた過支給分の保護費43,290円について分割して収入充当することを審査請求人に対し通知する本件処分を行った

ことが認められる。

- (2) 審査請求人は、1月を超過した入院日数が4日間だったにもかかわらず、6月1日から入院患者日用品費が適用されたことは不当であり、公平性を欠くため、1月を超えた日から退院日までの日数を入院患者日用品費で算定すべきである旨主張する。

生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局通知。以下「局長通知」という。）第7の2（3）ア、ウ、エ、キのとおり、入院患者日用品費は、病院又は診療所に1か月以上入院する者について計上し、月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上し、入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院又は死亡した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更を日割計算により行うこととされている。

また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日発社第123号厚生省厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の2、第8の3（2）ア（ア）、局長通知第8の1（4）アのとおり、収入の認定は月額によることとされ、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により認定することとされている。さらに、年金等の収入については、その実際の受給額を認定することとされ、1年以内の期間ごとに支給される年金等については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

そして、国民年金法（昭和34年法律第141号）第18条第3項、第27条の2、第33条第1項、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号。以下「年金生活者支援給付金法」という。）第4条第1項及び第3項、第16条、第19条において準用する第6条第1項及び第3項、国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成17年3月30日政令第92号。以下「政令」という。）第1条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成30年12月28日政令第364号。以下「施行令」という。）第4条の2のとおり、障害基礎年金の額は、毎年度改定される改定率を当該年度の4月以降の年金の給付に適用することとされ、年金生活者支援給付金は、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数に応じて、その翌年の4月以降の給付基準額を改定することとされている。

以下検討すると、①処分庁は、審査請求人が令和5年5月20日に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「A病院」という。）に入院したことをA病院から確認したこと、②処分庁は、審査請求人が同年6月23日にA病院を退院したことをA病院及び審査請求人から確認したこと、③処分庁は、同年

7月25日付けの本件処分にて、上記①及び②を踏まえ基準生活費を変更するとともに、審査請求人の年金生活者支援給付金に係る収入額を5,020円から5,140円に変更したことが認められる。

以上のことからすると、審査請求人の入院期間は1か月を超えている〔1か月以上である〕と認められ、局長通知第7の2(3)ア、ウ、エ、キに照らし、審査請求人の入院日の属する月の翌月の初日(令和5年6月1日)から退院日(同月23日)まで入院患者日用品費を計上し、退院日の翌日(同月24日)から同月30日まで居宅基準を適用した処分庁の判断に誤りは認められず、審査請求人の主張は採用できない。

また、本件処分は、令和5年6月分の保護費について、生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)に基づき、審査請求人の最低生活費を86,310円と算定し、改定後の年金生活者支援給付金5,140円を含めた71,390円を収入として認定し、最低生活費から収入充当額を差し引いた14,920円を扶助額と決定し、過払い額を分割収入充当とすることを通知するものであり、保護の基準別表第1第1章、第2章2、第3章1(1)及び(2)、次官通知第8の2、第8の3(2)ア(ア)、局長通知第8の1(4)ア、国民年金法第18条第3項、第27条の2、第33条第1項、年金生活者支援給付金法第4条、第16条、第19条において準用する第6条第1項、政令第1条、施行令第4条の2に照らし、算定された保護費に違算はなく、処分庁の判断に不合理な点は認められない。

(3) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件処分の適法性を左右するものではないものの、本件処分の理由提示について疑義があるため、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟(不服申立て及び訴訟)提起の便宜を図るためと解される。一方で、本件処分通知書にはいかなる法規を適用して処分が行われたかについての記載がない。

処分庁は、令和5年6月23日に審査請求人に対し、適用した法規等を用いて本件処分の理由について繰り返し説明していることが認められ、また、審査請求人は本件審査請求を行い、種々主張を行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分通知書において、根拠となる法令が記載されていないことは、十分な理由提示と言えるか否かについて疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について被保護者

- 自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。
- (4) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

- 令和7年 7月29日 諮問の受付
- 令和7年 8月 1日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知  
主張書面等の提出期限：8月18日  
口頭意見陳述申立期限：8月18日
- 令和7年 9月24日 第1回審議
- 令和7年10月31日 第2回審議

#### 第5 審査会の判断

##### 1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び法第3条の基本原理に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準を定めている。

- (4) 保護の基準別表第1第1章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、処分庁所管区域内の本件処分時点における審査請求人世帯（単身世帯）の居宅基準の基準生活費の額は77,240円（第1類の基準額②47,420円、第2類の基準額②28,890円及び経過的加算額9

30円の計)である。また、第2章2は障害者加算について記しており、在宅者として算定される処分庁所管区域内における審査請求人の障害者加算額は「17,870円」であり、入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者として算定される審査請求人の障害者加算額は「14,870円」である。

- (5) 保護の基準別表第1第3章1(1)は、入院患者日用品費に係る基準額及び加算額(月額)を規定しており、基準額は「23,110円以内」と記している。また、第3章1(2)は、「入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。」とし、次に掲げる者としてアからウを示した上で、そのアにおいて「病院又は診療所(介護療養型医療施設を除く。以下同じ。)に1箇月以上入院する者」と記している。
- (6) 次官通知第8の2は、収入額の認定の原則について、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」と記している。
- (7) 次官通知第8の3(2)ア(ア)は、恩給、年金等の収入について、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。(後略)」と記している。
- なお、次官通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。
- (8) 局長通知第7の2(3)アは、「病院又は診療所(中略)において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。(後略)」と記している。
- (9) 局長通知第7の2(3)ウは、「保護受給中の者について、入院期間が1か月未満であるため入院患者日用品費を算定しない場合は、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を要しないものとする。」と記している。
- (10) 局長通知第7の2(3)エは、「保護受給中の者が月の中途で入院し、入院患者日用品費を算定する場合(中略)は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)は要しないものとする。」と記している。
- (11) 局長通知第7の2(3)キは、「入院患者日用品費が算定されている入

院患者が退院又は死亡した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を日割計算により行なうこと。（後略）」と記している。

- (1 2) 局長通知第8の1(4)アは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。（後略）」と記している。

なお、局長通知は処理基準である。

- (1 3) 国民年金法第18条第3項は、「年金給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。（後略）」と定めている。同法第27条の2第1項は、「平成16年度における改定率は、1とする。」と、同条第2項は「改定率については、毎年度、第1号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第2号及び第3号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の4月以降の年金たる給付について適用する。（後略）」と、同条第3項は、「前項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。」と定めている。

そして、同法第33条第1項は、「障害基礎年金の額は、78万900円に改定率を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。」と定めている。

- (1 4) 年金生活者支援給付金法第4条第1項は、「給付基準額（中略）は、5,000円とする。」と、同条第2項は、「給付基準額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下この項において「物価指数」という。）がこの法律の施行の日の属する年の前年（中略）の物価指数を超え、又は下回るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の4月以降の給付基準額を改定する。」と、同条第3項は、「前項の規定による給付基準額の改定の措置は、政令で定める。」と定めている。また、同法第16条は、「障害年金生活者支援給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、給付基準額（中略）とする。」と定めている。

さらに、同法第19条において障害年金生活者支援給付金について準用する同法第6条第1項は、「老齢年金生活者支援給付金の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、老齢年金生活者支援給付金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」と、同条第3項は、「老齢年金生活者支援給付金は、毎年2月、4月、6月、

8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。(後略)」と定めている。

- (15) 政令第1条は、「令和5年度における国民年金法第27条に規定する改定率は、昭和31年4月(中略)2日以後に生まれた者については1.018とする。」と定めている。

なお、令和5年度の審査請求人に係る障害基礎年金の額は、780,900円に1.018を乗じ、前記(14)の端数処理を行った795,000円(月額66,250円)となる。

- (16) 施行令第4条の2は、「令和5年4月以降の月分の給付基準額(中略)については、法第4条第1項中「5,000円」とあるのは、「5,140円」と読み替えて、法の規定を適用する。」と定めている。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成26年8月20日付けで、処分庁は審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (2) 令和5年5月22日、処分庁は、審査請求人が同月20日からA病院に入院していることをA病院から確認した。処分庁は審査請求人に対し、入院期間が1か月を超えると保護費が入院基準になるため金額が下がることを説明し、審査請求人はこれを了承した。
- (3) 令和5年6月23日、処分庁は審査請求人が同日にA病院を退院したことをA病院及び審査請求人から確認した。処分庁は審査請求人に対し、入院期間が1か月を超えた〔以上となった〕ため、同月1日から同月23日の期間について保護費を入院基準に変更することとなり、これに伴う保護費の返還額が43,800円となる旨を説明した。しかし、審査請求人は、担当ケースワーカーや病院の相談員からは1か月を超えた日数分だけ入院基準になると説明されたと主張した。
- (4) 令和5年6月28日、処分庁は、審査請求人の1か月以上の入院に伴う基準生活費の居宅基準から入院基準への変更、及び退院に伴う入院基準から居宅基準への変更を決定し、併せて過払い額43,800円について同年8月から翌年1月まで6か月間で各月7,300円に分割して収入充当することを決定した。
- (5) 令和5年7月19日、処分庁は、同年6月1日付けで年金生活者支援給付金が月額5,020円から5,140円に改定されたことにより、6月分及び7月分保護費において240円の過払い額が発生しているため、(4)の過払い額43,800円に240円を加えた44,040円を6か月で除し

た7, 340円を各月の収入充当額とするよう決定した。

- (6) 令和5年7月25日付けで、処分庁は審査請求人に対し、保護の変更に係る通知書を発出した。「内容」欄には「変更」と、「決定した理由」欄には「5月20日入院による基準生活費の変更(居宅から入院) 年金生活者支援給付金の変更 6月23日退院による基準生活費の変更(入院から居宅)」と、「過払い額」欄には「分割収入充当 43,920円」記載されていた。
- (7) 令和5年9月27日、審査請求人は、本件審査請求を行った。

### 3 判断

- (1) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人が令和5年5月20日に入院し、同年6月23日に退院したことを確認したため、同年6月分の保護費について、審査請求人が受給している年金生活者支援給付金の額が同月1日から改定されたことに伴い収入認定額を変更した上で、同月1日から同月23日までの生活扶助費を居宅基準から入院基準に変更するとともに、同月24日から同月30日までの生活扶助費を入院基準から居宅基準に変更することで生じた過支給分の保護費43,920円について、同年8月から6か月間で分割して収入充当することを審査請求人に対し通知する本件処分を行ったことが認められる。
- (2) 審査請求人は、1か月を超過した入院日数が4日間だったにもかかわらず、6月1日から入院患者日用品費が適用されたことは不当であり、公平性を欠くため、入院が1か月を超えた日から退院日までの日数について入院患者日用品費を算定すべきである旨主張する。

局長通知第7の2(3)ア、ウ、エ、キのとおり、入院患者日用品費は、病院又は診療所に1か月以上入院する保護受給者について計上し、月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合は、入院日の属する月の翌月の初日から計上し、入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院した場合は、入院患者日用品費は退院の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更を日割計算により行うこととされている。

また、次官通知第8の2, 第8の3(2)ア(ア)、局長通知第8の1(4)アのとおり、収入の認定は月額によることとされ、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により認定することとされている。さらに、年金等の収入についてはその実際の受給額を認定することとされ、1年以内の期間ごとに支給される年金等については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

そして、国民年金法第18条第3項、第27条の2、第33条第1項及び政令第1条のとおり、障害基礎年金の額は、毎年度改定される改定率を、

当該年度の4月以降の年金たる給付に適用することとされている。また、年金生活者支援給付金法第4条及び施行令第4条の2のとおり、年金生活者支援給付金は、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数を基準として、その翌年4月以降の給付基準額を改定することとされている。

- (3) 以下検討すると、①処分庁は、審査請求人が令和5年5月20日にA病院に入院したことをA病院から確認したこと、②処分庁は、審査請求人が同年6月23日にA病院を退院したことをA病院及び審査請求人から確認したこと、③処分庁は、同年7月25日付けの本件処分において、上記①及び②を踏まえ、同年6月1日から同月23日における基準生活費を居宅基準から入院基準に変更するとともに、審査請求人が受給している年金生活者支援給付金が同月1日に5,020円から5,140円に増額改定されたことにより収入認定を変更し、同年6月分及び同年7月分の保護費における過払い額42,920円を収入充当したことが、それぞれ認められる。

まず、入院患者日用品費の計上についてみる。審査請求人の入院開始日は令和5年5月20日であり、民法（明治29年法律第89号）第143条第2項前段の規定により、同年6月19日の満了をもって1か月と計算される所、退院日は同月23日であるから、審査請求人の入院期間は1か月以上となり、局長通知第7の2（3）ア、ウ、エ、キに照らし、審査請求人の入院日の属する月の翌月の初日（令和5年6月1日）から退院日（同月23日）まで入院基準による入院患者日用品費を計上し、退院日の翌日（同月24日）から同月30日まで居宅基準を適用して最低生活費を計上した処分庁の判断に誤りは認められず、審査請求人の主張は採用できない。

次に、保護費等の認定についてみる。処分庁は、保護の基準に基づき、審査請求人に係る令和5年6月分の最低生活費について、上記のとおり同月1日から同月23日までの入院患者日用品費を29,118円（入院基準の基準生活費23,110円及び障害者加算14,870円の計37,980円を23/30日で日割計算した額）と算定し、また、同月24日から同月30日までの居宅基準の生活費を22,192円（基準生活費77,240円及び障害者加算17,870円の計95,110円を7/30日で日割計算した額）と算定し、その合計額51,310円に住宅費35,000円を加えた86,310円を最低生活費と認定するとともに、71,390円（障害基礎年金66,250円（780,900円×1.018（50円以上100円未満切上げ）÷12月）及び6月改定後の年金生活者支援給付金5,140円）を収入充当額と認定し、最低生活費86,310円から収入充当額71,390円を差し引いた14,920円を扶助額とした上で、既支給額58,840円（基準生活費77,240円+障害者

加算17,870円+35,000円(住宅費)−71,270円(障害基礎年金66,250円及び改定前の年金生活者支援給付金5,020円))との差額43,920円を過払い額として同年8月から翌年1月までの6か月で分割して収入充当することを通知したものである。

上記の計算については、保護の基準別表第1第1章、第2章2、第3章1(1)及び(2)、次官通知第8の2、第8の3(2)ア(ア)、局長通知第8の1(4)ア、国民年金法第18条第3項、第27条の2、第33条第1項、年金生活者支援給付金法第4条、第16条、第19条において準用する第6条第1項、政令第1条、施行令第4条の2の各規定に照らし、算定された保護費等に違算はなく、処分庁の判断に不合理な点は認められない。(4)以上のことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第6 付言

当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下、付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟(不服申立て及び訴訟)提起の便宜を図るためと解される。

一方で、本件処分の通知書には生活保護法以外のいかなる法規等を適用して処分が行われたかについての記載がない。

審査請求人は本件審査請求を行い、種々主張を行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかし、本件処分の通知書において、根拠となる法令の条項や各種処理基準等及び本件におけるその適用関係について具体的に記載されていないことから、十分な理由提示と言えるか否かについて疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について被処分者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員(部会長) 一高 龍司

委員 渋谷 麻衣子

委員 酒井 貴子